Report 01

川崎市における電子マニフェスト

1 はじめに

電子マニフェストは、事務処理の効率化、法令の遵守、データの透明性等の点で、紙マニフェストよりすぐれており、都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不法投棄の原因究明の迅速化に役立つなどのメリットがあり、環境省からも、率先して電子マニフェストに取り組むよう通知されています。

川崎市では、電子マニフェスト普及の取組を、市役所庁内への導入、排出事業者等へ普及について実施していますので、その内容を紹介します。

2 川崎市役所における紙マニフェストの交付状況

交付枚数：約9,000枚

主な交付施設：市役所、区役所、市立病院、水処理センター、小・中学校など

3 電子マニフェスト導入の背景

電子マニフェスト導入の背景は次のとおりです。

(1) 電子マニフェスト導入は、第4次川崎市産業廃棄物処理指導計画（平成18年度から平成22年度）の「新たに取り組む施策」に掲げている。

(2) 川崎市では、「電子市役所」の実現を目指しており、電子マニフェストは、電子市役所の充実に繋がるものである。

(3) 平成20年度からマニフェスト交付状況等を都道府県知事室へ報告することが義務付けられたため、電子マニフェストを普及することにより、将来にわたって事務量増大の懸念が払拭される。

(4) 内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月）に「平成22年度までの普及率目標50%」が掲げられ、国の取組が進められるなど普及に向けた環境が整った。

4 導入にあたっての考え方

導入にあたっては、次の考え方により行いました。

(1) 排出事業者等への普及を促進するためには、市内最大級の排出事業者の一つである川崎市役所が自ら加入し、利用することで、事業者に模範を示す。

(2) 市役所庁内の紙マニフェストを電マニフェストにすべて一度に切り替えるのは無理と考え、イントラネットから利用できる環境を整えることを優先した。

(3) 電子マニフェストの加入や、経費の負担を庁内の各部局対応とすると、導入するための調整に時間がかかり、加入に足踏みする部局が現れる可能性があるため、必要な経費の負担や加入の手続きは、すべて廃棄物部局が行うこととした。（ただし、会計が異なる事業部局については、加入を依頼した。）

5 市役所庁内への導入

(1) **運用開始**：平成20年4月

(2) **加入口数**：31口（排出事業者として29口、処分業者として2口）

(3) **電子マニフェスト運用状況**
2,118件（平成20年4月～12月の登録件数）

(4) **電子マニフェスト運用率**：約32%（推定）
（電子マニフェスト／紙＋電子マニフェスト）

(5) **導入費用**
- 加入料：無料（キャンペーン中の手続きのため）
- 基本料：129,000円
- 使用料：約10万円（20年度推定額）

(6) **導入にあたっての取組内容**
- 市役所内部の合意形成、操作説明会の実施
- 操作マニュアル、Q&Aの作成
- オリジナル受け渡し管理票の作成
- 入札参加登録業者への加入依頼
- 電子マニフェストの使用を盛込んだ委託処理仕様書のひな形の作成
- イントラネットに電子マニフェストのページの開設

普及の取組

川崎市 環境局 廃棄物指導課

6 市内業者への普及の取り組み

(1) 説明会、導入研修会、操作体験セミナーの開催

(2) ポスター、チラシによる広報

(3) 多量排出事業者、処分業者、事業者団体等への加入依頼

(4) 立入検査時等を利用した広報

7 川崎市内における電子マニフェストの普及状況

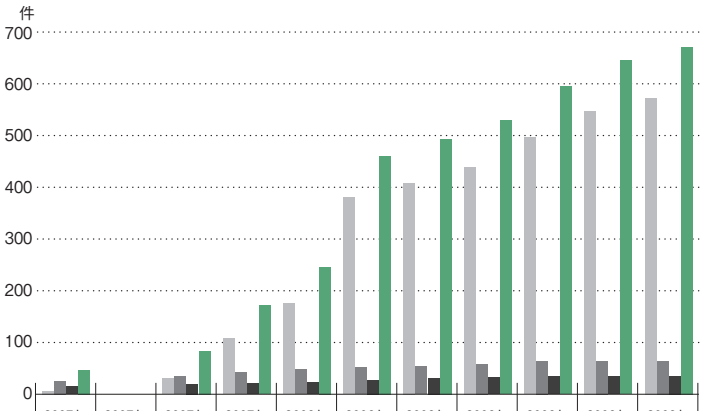
川崎における電子マニフェストの加入状況を、図1に示します。2007年（平成19年）5月では、加入件数が47件でしたが、2009年（平成21年）1月には671件まで増加しました。

8 今後に向けて

これまで川崎市では、市役所庁内への導入、排出事業者等への説明会の開催等により、電子マニフェストの普及に努めてきました。しかし、電子マニフェスト普及率は、全国で約15%（平成20年10月末現在）と低い状況にあります。今後も、川崎市では、次のような取組を進め、普及促進に努めていきたいと考えています。

- **多量排出事業者を基点とした普及**
- **業界団体と連携した普及**
- **中小企業向けの講習会の開催**
- **市役所庁内向けの操作体験セミナーの開催**
- **収集運搬業者と処理業者を重点に置いた普及**

図1 電子マニフェスト加入状況（川崎市）



	2007年5月21日	2007年7月31日	2007年9月30日	2007年11月30日	2008年1月31日	2008年3月31日	2008年5月31日	2008年7月31日	2008年9月30日	2008年11月30日	2009年1月31日
排出事業者数	6	—	30	108	175	380	408	439	496	547	572
収集運搬業者数	26	—	34	42	48	52	54	58	64	64	64
処分業者数	15	—	20	21	23	28	31	32	34	34	35
合　計	47	—	84	171	246	460	493	529	594	645	671



チラシによる広報（市内業者向け）

この記事に関する問合わせ先
川崎市 環境局 廃棄物指導課
TEL 044-200-2596　FAX 044-200-3923　e-mail 30haiki@city.kawasaki.jp